

- 3 -

外観細部意匠

(先斗町界わい景観整備地区(先斗町通地区) 形態意匠の制限の解説)

■ 3-1 屋根

(低層建築物)

- ・ 特定勾配屋根（原則として先斗町通に面する軒の出は 30 cm 以上，その他の軒の出は 60 cm 以上。）とすること。ただし，屋上緑化等により周囲から見下ろした際の良好な屋上の景観の形成に資するものについては，この限りでない。

(中・高層建築物)

- ・ 特定勾配屋根（原則として先斗町通に面する軒の出は 30 cm 以上，その他の軒の出は 60 cm 以上。）とすること。ただし，屋上緑化等により周囲から見下ろした際の良好な屋上の景観に配慮されたものについては，この限りでない。

(共通)

- ・ 屋根形式は，軒が道路や河川（道路が交わる敷地にあつては，先斗町通。河川と道路が交わる敷地にあつては，河川。）に平行する形式の切妻屋根を基本とし，道路や河川側に軒が出ている状態とすること。
- ・ 原則として，塔屋等を設けないこと。

界わい景観整備地区指定以前は，軒の出寸法の規定は「原則として 60 cm 以上」でしたが，先斗町通に面した建築物の特徴である，短い軒の出とその軒先のラインが連担していることに配慮し，軒の出の寸法は 30 cm 以上としています。



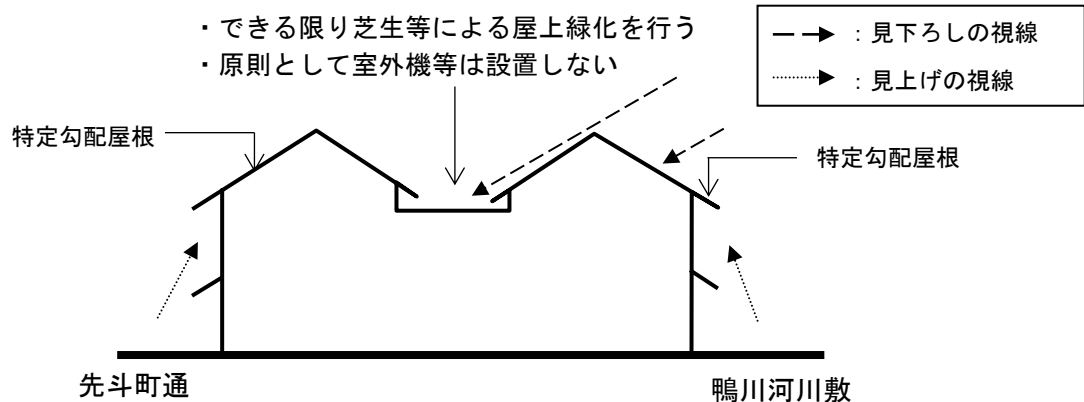
(短い軒の出と軒先ラインの連担)

□ 良好な屋上の景観の形成のための措置

先斗町は東西に長い敷地が多く、1棟で屋根をかけると屋根のボリュームが大きくなりすぎるため、屋上部の中央にフラット部分を設け、両端に勾配屋根をかける場合があります。また、屋上を緑化して庭園等として利用される場合もあります。

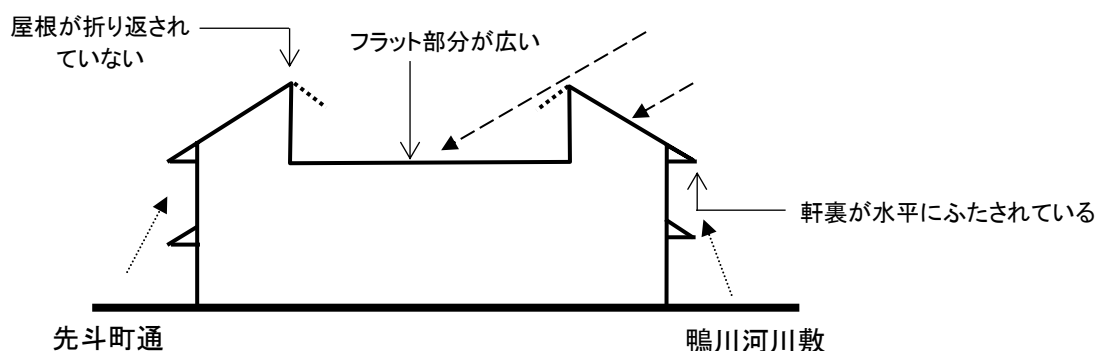
このような場合、以下のとおり、良好な屋上の景観を形成するための措置が必要です。

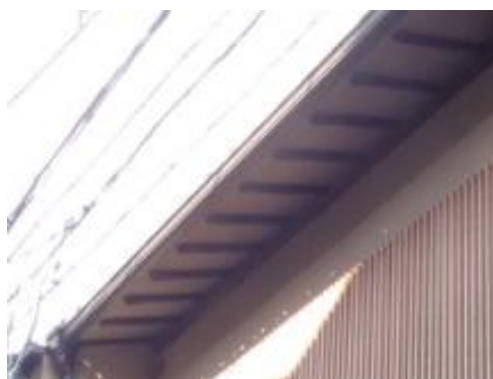
- 先斗町通及び鴨川河川敷に面して特定勾配屋根を設ける
- フラット部分はなるべく小さくし、できる限り屋上緑化を行う
- 原則として、フラット部分には設備機器（室外機等）、塔屋等は設けない
- 屋上緑化を行う場合は、芝生等を用いる



また、先斗町通等から見上げた際には、道路等に軒が出ている状態とし、軒裏の仕上げは、水平にふたをせず、材が見える仕上げとすることが望まれます。

【好ましくない事例】





（見上げの景観：軒裏の仕上げが見える）



（見渡しの景観：低層建築物が立ち並び屋根が連続する）

□ 太陽光発電装置の取扱い

太陽光発電装置を設置する場合は、鴨川の良い河川景観の形成に配慮して、鴨川に面する屋根以外に設置することが望まれます。

※太陽光発電装置についての基準は『京の景観ガイドライン 建築デザイン編』を御参照ください。

■ 3-2 屋根材等

(低層建築物)

- ・ 日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。

(中・高層建築物)

- ・ 日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。

屋根材は，低層建築物においては日本瓦や銅板を基本とし，中・高層建築物においては日本瓦や金属板を基本としていますが，それ以外の材料でも，これらと同等の風情を有するものであれば使用可能としています。

該当する材料については，素材や葺き方，仕上等によって判断します。また，棟や軒先，けらばの納まりへの配慮も必要となります。詳しくは，景観政策課都市デザイン担当の窓口まで御相談ください。



(日本瓦)



(銅板)

□ 鴨川に面する屋根に使用する屋根材は，鴨川の良い河川景観の形成に配慮し，日本瓦（いぶし銀）とすることが望まれます。

■ 3-3 軒庇

- ・ 道路や河川に面する1, 2階の外壁には, 特定勾配の軒庇(原則として先斗町通に面する軒の出は30cm以上, その他の軒の出は60cm以上)を設けること。
- ・ 軒庇の高さは周囲との連続性に配慮すること。

□ 軒庇の材料

軒庇の上葺き材は, 原則として, 屋根材の基準に適合するものとします。その他の材料を使用する場合は, 軒庇自体の寸法・デザイン, 建築物本体や町並みとの調和等により判断します。

□ 軒庇の出寸法

界わい景観整備地区指定以前は, 軒の出寸法の規定は「原則として60cm以上」でしたが, 先斗町通に面した建築物の特徴である, 短い軒の出とその軒先のラインが連担していることに配慮し, 軒の出の寸法は30cm以上としています。

□ 軒庇の設置位置

せまい先斗町通に接して伝統的な建造物が建ち並び, 連続する軒先が特徴的な先斗町地域の景観特性を保全するため, 軒庇の高さは周囲の建築物との連続性に配慮した位置とします。



(先斗町通の立面図)

また, 軒庇を設置する幅は, 原則として, 道路に面する外壁の全幅とします。

- 軒裏の仕上げは, 屋根と同様に, ふたをせず, 材が見える仕上げとすることが望まれます。

■ 3-4 外壁等

- ・ 建築物の外観は当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。

先斗町通に面する建築物の外観については、以下の点について配慮します。

- ・ プロポーションが周囲と調和するよう配慮する（間口は3間程度、本2階建てを基本とする）
- ・ 玄関の位置は出来る限り南側に配置する

路地に面する外観についても、周囲との調和に配慮することが必要です。ただし、路地や隣地から見えない部分については景観政策課都市デザイン担当の窓口で御相談ください。

鴨川に面する建築物の外観は、良好な河川景観の保全に配慮します。

【歴史的な建造物の一例】



※地区内の歴史的な建造物については、83ページ以降にも事例を掲載していますので、あわせて御参照ください。

※先斗町では区域ごとに異なる景観特性があり、それぞれの特色に調和する意匠とすることが望まれます。詳しくは56ページを御参照ください。

- ・ 先斗町通に面する 1 階の開口部は，格子戸等の建具や出格子等，通りの品格とにぎわいを創出するしつらえとすること。

飲食店等の場合は，1 階の開口部に格子戸等の建具や出格子を設置し，内部の様子が奥まで見通せないような工夫が必要です。

また，照明の明かりは夜間景観において重要な要素ですが，明るくなりすぎないように，配慮することが望まれます。

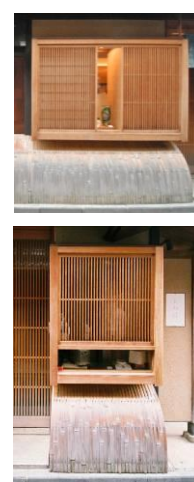
【通りの品格とにぎわいを創出するしつらえの一例】



格子の玄関，出格子



出格子にショーケースを組み合わせたもの



照明の明かりが格子の間から漏れる夜間景観

※通りの品格とにぎわいを創出するしつらえについては，92 ページ以降にも事例を掲載していますので，あわせて御参照ください。

- ・ 先斗町通に面する外壁面の位置は、周囲との連続性に配慮すること。ただし、やむを得ず1階の外壁面が道路境界から後退する場合は、道路に沿って周囲との連続性を確保するよう門又は塀等を設置すること。
- ・ 先斗町通や河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90 cm以上後退すること。ただし、先斗町通や河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、先斗町通や河川に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。

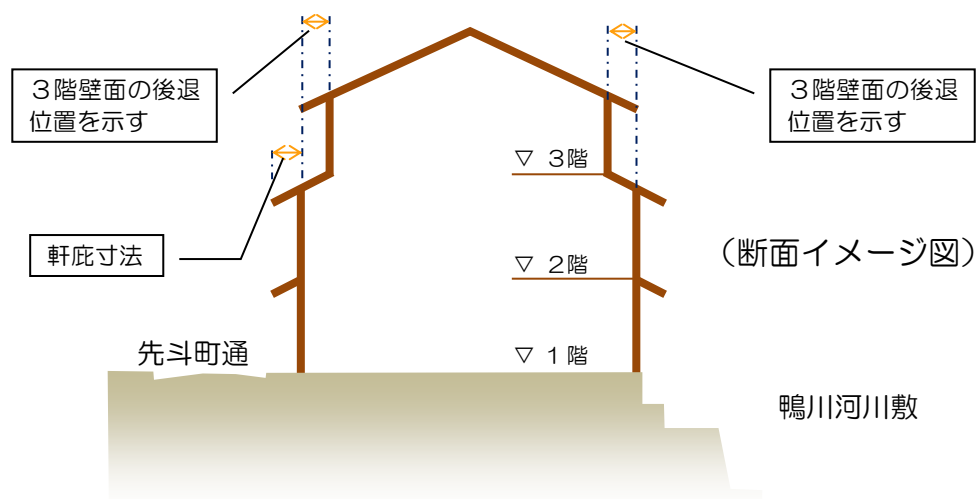
先斗町通地区内において低層建築物を新築する場合、狭い通りが作り出す雰囲気を保全するため、できる限り道路境界からの後退を少なくし、外壁面の連続性に配慮します。



先斗町通りに面する旗竿状敷地の場合、写真のように門の設置が必要です。

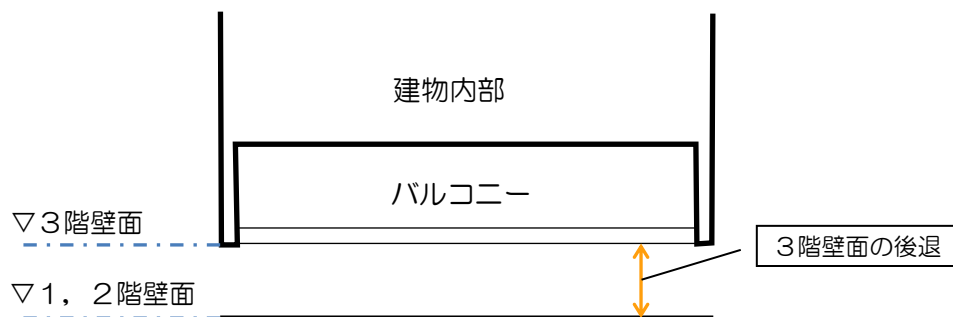


また、先斗町通や河川に面する建築物は、3階以上の外壁面を1階の外壁面から十分に後退させることにより、圧迫感を低減し、先斗町通の京都らしい歴史的な細街路や河川からの見晴らしの景観を保全することを図っています。



- ・ 河川に面する3階の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。

河川に面する3階の外壁にバルコニーを設ける場合には、バルコニーを柱の内側に納める、両側に袖壁等を設けるなどの措置により、外壁面から突出せず（インナーバルコニー）、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすることを定めています。



(断面イメージ図)

- 河川に面していない3階の外壁にバルコニーを設ける場合には、上記のインナーバルコニーとする基準は適用されませんが、手すり壁にあやめ板や格子を用いるなど、意匠に一定の配慮をすることが望まれます。

- * 先斗町通に面する建築物の外壁は原則として真壁造りとすること。
(※重要界わい景観整備地域のみ適用する)



(真壁の事例)



(大壁の事例)

※ 先斗町通に面する1，2階の外壁は，地区の特色ある意匠を構成する要素を取り入れたものとする。

(※重要界わい景観整備地域のみ適用する)

地区の特色ある意匠を構成する要素は，玄関庇，欄干，あやめ板，簾掛け，犬矢来や駒寄，建築本体への丸太材の使用等が挙げられます。



(玄関庇)



(欄干)



(あやめ板)



(簾掛け)



(犬矢来)



(駒寄)

※地区の特色ある意匠を構成する要素については，94ページ以降にも事例を掲載していますので，御参照ください。

■ 3-5 屋根以外の色彩

- ・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。

歴史的な町並みと調和する色彩とは、木、漆喰、日本瓦、土塗壁等の自然素材に使用されている YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とし、低明度の N（無彩色）系を除きます。

町家などによる歴史的町並みに存在する色相とすることで、地域になじむ色合いにすることを目指します。明度ごとの使用面積の配分は周囲の歴史的町並みと揃え、彩度は、歴史的町並みの中心となる建築物より高くないよう配慮します。

<明度及び彩度の区分>

色彩基準では、彩度や明度の区分により建築物等に用いることができる色彩の範囲を定めています。以下は、その目安です。

（彩度の区分）

マンセル彩度	高彩度	7 以上
	中彩度	3 以上 7 未満
	低彩度	3 未満

（明度の区分）

マンセル明度	高明度	7 以上
	中明度	4 以上 7 未満
	低明度	4 未満

■ 3-6 その他

- ・ 道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

先斗町通や鴨川に面しては伝統的な建造物が建ち並んでいることから、空地を設ける場合にも、建築物の連続性に配慮します。

門又は塀を設置する場合は、その形態が伝統的なもの又は伝統的な様式に準じたものであることとします。



(門塀の事例)

